

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 19 回 総 会

令和 7 年 3 月 28 日（金）

名護市農業委員会 第 19 回総会

開催日時 令和 7 年 3 月 28 日（金）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	○	5 番	山城 秀樹	欠	6 番	仲村 正司	○
7 番	前川 太輝	○	8 番	伊波 實	◎	9 番	宮城 政喜	◎
10 番			11 番	比嘉 政昭	○	12 番	川野 圭輔	○

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	○	15 番	比嘉 海斗	欠
16 番	呉屋 信竹	○	17 番			18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	○	24 番	野原 三喜郎	○
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案 第 112 号 農地利用最適化推進委員の選任について
第 113 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 114 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
第 116 号 非農地証明願について
第 117 号 農用地利用集積計画案に係る意見について
第 118 号 事務局職員の任免について
報 告 農地法第 4 条許可申請の取下げ願いについて

(開会)

局長 おはようございます。第 19 回名護市農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の議案の方は 7 件、報告 1 件になります。司会進行の方は議長よりお願いします。

議長 第 19 回名護市農業委員会総会を開催します。本日の出席者は 10 名で、議事録署名人は 8 番委員、9 番委員お願い致します。

(議案第 112 号 農地利用最適化推進委員の選任について)

議長 議案第 112 号農地利用最適化推進委員の選任についてお願いします。

主査 議案第 112 号農地利用最適化推進委員の選任について説明いたします。
第 3 期農地利用最適化推進委員候補者、羽地地区、75 歳、男性。伊差川在住。担当区域は伊差川・山田。推薦者は伊差川区長となっております。補充募集定員 1 名に対し、応募者・候補者は 1 名のみとなっております。資格要件は①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、②禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、③暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者については事務局の方で確認済みです。任期の方につきましては、前任者の残存期間としています。令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとなっております。説明は以上です。

議長 議案第 112 号農地利用最適化推進委員の選任について承認してもよろしいですか。

委員 異議なし。

(議案第 113 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 113 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明お願い致します。

事務局 議案第 113 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について今月 7 件申請がございます。

事務局 整理番号 1 番 仲尾次の 1 筆、地目は畑。面積 312 m²。規模拡大による有

償移転で、従事日数は本人 250 日、予定作物アップルバナナとなっております。受人についてですが、今回の申請地の隣の土地ですでに営農されている方でした。今回のアップルバナナに関しても隣の農地と一体で営農するとの事です。

整理番号 2 番 我部祖河の 1 筆、地目は畑。面積 1019 m²。規模拡大による有償移転です。従事日数は本人 150 日、母 100 日、予定作物は野菜、シークァーサーとなっております。受人は外国の方ですが、在留資格についても確認を取っておりまして、永住者としての扱いになります。昨年の 8 月の総会でも、名護市の済井出の土地を取得した方となっております。今回の申請にあたり、現地に確認に行きましたが、前の営農者がさとうきびを植えていたところを刈り取り作業が終わった段階で、この土地と一緒に営農を始めていく予定となっております。

整理番号 3 番 中山の 2 筆、地目は畑。面積 3909 m²、こちら 2 筆とも内面積での申請となっております。規模拡大による 5 年間の使用賃借権、従事日数は本人 200 日。予定作物はコーヒーとなっております。受人は隣接地に関してもすでに営農されている方でして、今回の予定作物コーヒーで 5 年間の使用賃借となっておりますが、コーヒーは年数のかかる作物ですので、今後、5 年経ったら終わりではなく、その都度更新していく予定です。

整理番号 4 番 中山の 4 筆、地目は山林と原野と畑。面積合計で 16,149 m²。剰余金配当による権利移動、従事日数は代表 250 日従業員 2 名。予定作物はアロエ、シークァーサー、パパイヤ、ウコンとなっております。こちらの申請についてですが、昨年の 11 月にも同様の申請をしておりまして、その時の申請に関しては、今回挙げた 4 筆と、後ほど非農地でも上がってくる呉我の土地 3 筆とまとめて 7 筆で申請に挙げていたのですが、呉我の土地 3 筆に関しては営農されているような実態はなく、今後も営農する計画がないということだったので、3 条としては厳しいじゃないかという所で、否決になっております。

その際にも説明しましたが譲渡人と譲受人に関して、親会社と子会社の関係になります。

元々農地所有適格法人として農地を所有していたのですが、適格法人の要件の 1 つである、議決権の要件をみたすことが出来なくなったという経緯がありまして、現在、子会社が所有している土地に関しては、すべて親会社である受人へ移転することになっております。

親会社に関しては今帰仁村ですでに営農されており、適格法人の要件も満たしております。申請地に関しましては現在シークァーサーが植えられており、基本的にはシークァーサーを引き継ぐ予定ですが、アロエやバナナ、パイヤ、ウコンを植える計画もあるとのことでした。

権利の種別の欄に剰余金配当と記載されておりますが、それについて説明いたします。本件の譲渡人である子会社の株式を譲受人である親会社がすべて所有しているのですが、配当として剰余金を渡す代わりに土地を譲渡するという形になります。現物配当とも言われますが、今回はこの形で所有権を移転するということでした。

整理番号 5 番、山入端の 2 筆、地目は畑。面積合計 3026 m²。規模拡大による有償移転、従事日数は、本人 250 日、予定作物はカボチャとなっております。

整理番号 6 番久志の 3 筆、地目畑で、面積が 1974 m²。規模拡大による有償移転、従事日数は本人 300 日、妻 150 日、予定作物はサトウキビとなっております。

整理番号 7 番、二見と大浦の合計 8 筆、地目が田と畑、面積が合計 7240 m²。新規営農による有償移転で従事日数は代表 170 日。予定作物は、キウイ、トマト、ジャガイモ、玉ねぎ、島らっきょう、モンステラ、牧草となっております。譲受人ですが、新規の適格法人となっておりますして、要件については申請書の中で要件を満たしていることを確認しております。こちらの会社ですが、新規ですので今後の販路についても確認したのですが、基本的にはネット販売で行う予定ということでした。アルバイトも雇う予定とのことでした。説明以上です。

議長 議案第 113 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はありますか。

委員 4 番は所有権移転ということですか？

事務教 そうです。所有権移転ですが、金銭のやり取りではなくて、現物配当による所有権移転です。

議長 質疑がないようなので議案第 113 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可

申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

議長 異議なし。

(議案第 114 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 114 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局よりお願いします。

事務局 議案第 114 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてですが農地法第 5 条と同時申請となりますので、後ほど合わせて説明させていただきます。

(議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局よりお願いします。

事務局 議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 9 件の申請がございます。

事務局 整理番号 1 番 為又の 4 筆、合計面積 2950.74 m²。使用貸借権の設定。転用目的が複合施設の建設となっております。こちらの敷地内に建物 3 棟ということで、1 棟が福祉施設で、1 棟が事務所で、もう 1 つが学童クラブということで、駐車場 39 台分を予定しております。まず、譲渡人と譲受人の関係なのですが、譲受人の社長が譲渡人となっております。社長が個人の土地を自分の経営している会社に無料で貸し出す形になっています。さらに、福祉施設ですとか、児童クラブの運営をする会社をもっておりまして、その同一会社がテナントとして入る予定です。また、土地の部分が、砂利敷きされている箇所がございます。これにつきまして、令和 3 年の 11 月にもこの土地に事務所を建設するというので、4 条の転用許可を受けておりました。ところが、コロナ禍で事業展開も見込めないということで中断した経緯がございます。議案の最後の報告の中でこの 4 条取消願いが上がっております。農地区分は第 2 種農地となっております。一団の農地の面積は、3.6ha となっております。

整理番号 2 番 稲嶺の 1 筆、面積 221 m²。所有権移転で転用目的は資材置

き場となっております。現所有者は令和 3 年に住居建築目的で取得したのですが、住宅建築を断念したとのことです。今回、受人が自社で使用するための資材置き場として取得するということで、事業計画変更と 5 条申請が同時にあがっております。農地区分は 7.4ha の広がりのある、第 2 種農地となっております。

整理番号 3 番 真喜屋の 1 筆、面積が 657 m²。所有権移転。転用目的が貸駐車場となっておりますが、貸出先は近隣住民の方に対してではなく、譲受人が経営する株式会社となっております。自身が経営する会社に対して土地を貸し出す形となっております。借りる予定の株式会社ですが、北部地域は、今後観光業が見込めるのでレンタカーの駐車場として借りるということです。また、近隣の土地にレンタカー事業を営むために事務所の建設を終えたところでございます。農地区分は第 2 種農地で一団農地 3.7ha となっております。

整理番号 4 番 川上の 1 筆、面積合計 374 m²。所有権移転です。転用目的は分譲住宅の建設となっております。2 棟を検討しております。航空写真で見ていただくと砂利敷きと農業用倉庫が設置されております。転用許可なく設置されていたので、始末書を提出いただいております。農地区分は第 2 種農地で、農地の広がり 1 ha 未満の農地となっております。

整理番号 5 番 山入端の 1 筆、面積 293 m²。所有権移転です。転用目的は、社員駐車場及び資材置場。こちら住宅に囲まれた土地となっておりますが、すでに資材置場駐車場として利用を始めておりますので始末書を提出させております。農地区分は第 2 種農地、広がり 0.1ha 未満の農地となっております。

整理番号 6 番 屋部の 1 筆、面積 165 m²。所有権移転です。転用目的は、貸駐車場となっており、借り手は備考欄の確約書付きの所に記載していますが、隣接地に事業所を置く会社となっております。農地区分は第 2 種農地で一団農地が 0.9ha となっております。

整理番号 7 番 運天原の 1 筆、面積 342 m²。所有権移転となっております。譲渡人と譲受人の関係は親子となっております。転用目的は一般住宅の建築です。農地区分は第 2 種農地、農地の広がり 0.4ha となっております。

整理番号 8 番 宮里の 1 筆、面積 115 m²。所有権移転となっております。
建売住宅の建築で 1 階建ての 2 棟となっております。農地区分は、第 3 種農地、都市計画法で用途地域の定められた土地となっております。

整理番号第 9 番 大北 4 丁目の 3 筆。面積合計 1779 m²。所有権移転で、
転用目的は宅地造成となっております。都市計画法上の用途地域の定められた第 3 種農地で、かつ今後の建築の確実性が認められる場合は宅地造成のみでも転用が可能となっております。今回この規定を使って申請をしております。

議長 議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質問はありませんか。

委員 整理番号 3 番についてよろしいでしょうか。ホテルが近くにはないレンタカー屋ということですが、どういった形で運営していきますか。

事務局 事業の目論見としまして、沖縄県北部においてレンタカー事業を計画、北部地域は大型観光施設の進出に伴う観光客の輸送事業の増加が見込まれるので、当社の事業を展開する為に駐車場が必要で、大型観光地や地域の輸送を活性化することを見込んでのことです。

委員 レンタカーは、観光客がそこに来て借りるのですか？

事務局 観光用の車でトゥクトゥク等の町中を走る車両を多く停める予定とのこと
です。

議長 他にございませんか。

議長 議案第 115 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可
としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 116 号 非農地証明願について)

議長 議案第 116 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 116 号非農地証明願について今月 7 件の申請がございます。

事務局

整理番号 1 番 源河の 1 筆、地目は畑。面積 536 m²。非農地の事由としましては、当該申請地は傾斜地となっており 20 年以上前より農地としての利用がない。農地としての復元が困難であるとの事でした。写真の通り、かなり傾斜のきつい土地となっております。現地調査では農地としての利用は見込めないだろうというところで、可決相当となっております。

整理番号 2 番 仲尾次の 2 筆、地目は畑。面積 966 m²。非農地の事由、当該申請地は原野化した傾斜地で約 40 年以上前より農地としての利用がない。また海岸沿いに位置し塩害もあり耕作するには不向きな土地であるとのこと。現地調査の際、海沿いの土地で防風林的な役割となるような土地になっておりまして、かなり塩害もひどいというのも理解できました。現地調査でも農地として見込めないだろうというところで、可決相当となっております。

整理番号 3 番 呉我の 3 筆地目は田。面積合計 74.61 m²。申請者による非農地の事由としましては、当該申請地は長年里道として利用されていたが令和 3 年頃より里道としての機能は失われた。小面積で農地としての利用は困難であるとのことでした。こちらは 3 条申請で昨年 11 月に上がってきていたのですが、ここは農地としての利用が見込めないだろうということで、否決になった土地です。現在砂利が敷かれているところもあり、違反状態ですけども、所有者に確認したところ、元々沖縄県の所有の土地で、そこを令和 3 年に払い下げを受けて所有しているとのこと。県が所有している段階で地目が農地で、払い下げを受けた後も農地のままだったので今回このような形で申請になっております。元々里道的な役割で利用されており農地として長い間利用されていないということで、こちらにつきましても現地調査及び三役会議では、可決相当となっております。

整理番号 4 番 安和の 1 筆、地目は畑。面積 725 m²。非農地の事由、当該農地は袋地となっており約 30 年以上前より農地としての利用がないため、農地としての復元は困難である。こちらの現場写真を見ていただいてもわかるようになり山林化が進んだ土地になっておりまして、写真には写っておりませんが、右隣の土地に関して、昨年の 12 月に非農地証明で同じように申請が上がって可決された土地となっております。非農地の事由であるように

こちら袋地になっておりまして、周辺の所有者が別の方で農地としての利用は見込めないとなっております。現地調査及び三役でも可決相当となっております。

整理番号 5 番 久志の 1 筆、地目は畑。面積 14 m²。非農地の事由、当該申請地は、隣家の敷地の一部として利用されていたが、確定測量を行ったところ建物が越境していた。今後農地としての利用は困難であるとの事でした。申請地は隣地に住宅が建った際に越境しているのが最近発覚したというところで、今回この越境する部分だけを分筆して、非農地証明の申請が上がってきております。地目変更が済んだ際には住宅の地主に売り渡す予定となっております。面積 14 m²とかなり小面積の土地ですが、住宅の一部に利用されているので現地調査及び三役会議では可決相当となっております。

整理番号 6 番 宮里の 1 筆、地目は田。面積 56 m²。非農地の事由、当該申請地は名護市宮里大南線街路整備事業にかかる代替地として令和 6 年 11 月に名護市が取得した土地である。取得以前は約 20 年以上駐車場として利用されており周囲も駐車場としての利用をされており周囲も駐車場としての利用であるため、農地としての復元は困難であるとの事です。

整理番号 7 番 大北 1 丁目の 4 筆。地目は田。面積合計 462 m²。当該申請地は名護市山田原線街路整備事業に係る代替地として平成 29 年度に名護市が取得した農地である。申請地は道路工事によって分断された土地の残地及び不整形地である 1 部は小面積となっている。農地としての有効活用は困難であるとのことです。

整理番号 6 番 7 番まとめでの説明になります。以前の総会でも上がってきた用地課が取得した土地で地目が農地となっている案件となっております。以前の総会で話した際に用地課に対して農業委員会から注意喚起の文書を出す。と申し上げましたが、農業委員会の会長名で文書を用地課に通知してあります。内容としましては、基本的に土地を収用する場合は、道路整備の事業として使用する場合は農地転用許可不要という形になりますが、今回の申請のように残地も取得するとなると、道路法や河川法等の根拠法自体がないので、通常であれば農地転用許可不要というところにはならず、農地法の許可が必要な土地となります。今回の土地に関しても、6 番 7 番どちらも道路整備のために、まとめて 1 筆で取得して分筆した後に残地が畑として残ってるという形になっているので、今後注意してくださいと伝えております。7 番に関しましても、もともと平成 18 年に農地法 5 条で住宅として許可をう

けた土地になっておりまして、許可を受けた後に名護市が、道路事業でその方から土地を取得しているという経緯もありますので、事前に情報共有があれば確認はとれるのかなと思いますので情報共有についてもお願いしています。6番7番どちらも現地調査、三役会議では可決相当としております。説明以上になります。

議長 議案第116号非農地証明願いについて質疑はありますか。

議長 質疑がないようなので、議案第116号非農地証明願いについてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第117号 農用地利用促進計画案に係る意見について)

議長 議案第117号農用地利用促進計画案に係る意見について事務局よりお願いします。

局長 令和7年3月21日付で名護市長より名護市農業委員会あてに農用地利用促進計画案に係る意見について依頼がございます。農地中間管理権設定者3名、利用権設定者2名となっております。詳細については担当よりお願いします。

農地係 整理番号1番 呉我の畑4筆、合計面積3,691㎡。10年間の賃借権となっております。予定作物は野菜。令和7年3月31日から設定される目標地図に対してですが、目標地図のエリアとしては今後検討エリアに位置づけされるとの事です。

整理番号2番 呉我の畑1筆、面積432㎡。10年間の賃借権となっております。予定作物は野菜。目標地図は今後検討エリアとなっております。農地確認と受け手からの聴き取りに同席していただいた委員に受け手の説明をお願いいたします。

委員 受け手の方は農業生産法人で農業のノウハウを学んでいる、新規就農者です。生産、出荷等も農業生産法人が全面サポートするということです。今回の農地は遊休地、休耕地ですがこの解消も農業生産法人がサポート予定で

す。予定作物はインゲン、トウガン、カボチャ、オクラ、キャベツ、ヘチマなどの野菜となります。当該農地は地域計画エリア内で担い手は今後検討になっております。

農地係 整理番号 3 番 幸喜の 2 筆、面積合計 14,646 m²、内面積での申請になっておりまして、農業用施設用地で 64 m²、154 m²。10 年間の賃借権となっております。予定作物は牧草となっております。農地確認と受け手からの聴き取りに同席していただいた委員に受け手の説明をお願いいたします。

委員 当該農地は、中間管理機構を介した賃借の更新になります。現在も草地として利用されていまして。農地の確認と一緒に経営されている受け手の母親と行いました。牛の係留所は手続きをとっています。当該農地は地域計画エリア内で担い手は受け手本人となっています。

議長 議案第 117 号農用地利用促進計画案に係る意見について質疑はございませんか。

議長 議案第 117 号農用地利用促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 118 号 事務局職員の任免について)

議長 議案第 118 号事務局職員の任免について事務局よりお願いします。

主査 事務局職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づき総会の議決を求める。
事務局長宮城天樹が移動となり、事務局長として仲間進一郎が赴任予定となっております。

議長 議案第 118 号職員の任免について承認してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 4 条許可申請取下げ願いについて)

議長 報告事項農地法第4条許可申請取消し願いについて事務局よりお願い
します。

事務局長 報告事項につきましては、先ほどの5条の整理番号1番で報告させていた
だいておりますので、省略させていただきます。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。
これをもちまして、第19回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(伊波實)

伊波實

署名委員(宮城政喜)

宮城政喜

